

第3部 環境保全に関する各主体の取組

第1章 県民の取組

県民には、環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルを見直し、日常生活において環境配慮行動に取り組んでいただくことが期待されます。

県は、県民の環境配慮行動を促進する方策として、平成19年6月より「みやぎe行動（eco do!）宣言登録」の普及に取り組んでおり、令和5年度の登録数は351人でした。

第2章 事業者の取組

(1) 事業者の役割

環境基本条例では、自らの事業活動が環境への負荷の原因となる事業者に対して、次のように規定されています。

【環境基本条例で規定されている事業者の責務】

- 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力する責務を有する。

(2) 事業者の取組状況

事業者の自主的な環境の取組として、ISO14001の認証取得のほか、「エコアクション21」や「みちのくEMS」等の規格の認証を取得する事業者がいます。これらの環境マネジメントシステムは、ISO14001と比較して認証取得費用や人的負担等が軽減されており、中小規模の事業者が取り組みやすいシステムとされています。

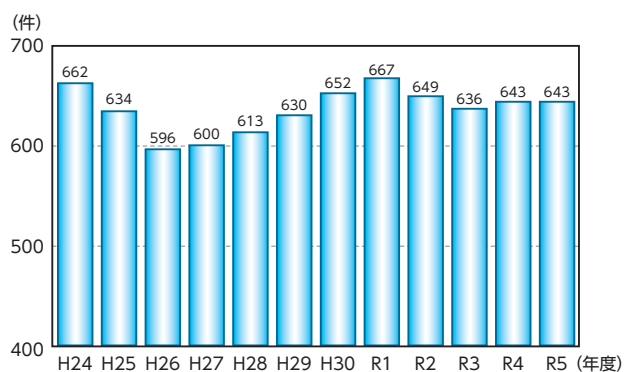
組織として環境マネジメントシステムを構築することは、企業価値を高める有効な手段であり、

将来を見据えて必要なことです。

なお、環境配慮の取組を始めようとする事業者に対して、県は、「みやぎe行動（eco do!）宣言登録」の事業版である「わが社のe行動（eco do!）宣言登録」の普及啓発に取り組んでいます。令和5年度の登録数は、43社でした。

また、「環境レポート」や「CSRレポート」と題した環境報告書を作成し、公表する事業者が拡大しつつあります。

さらに、地域との交流の一環として、環境保全活動への参加や小中学校等での出前講座の実施など、事業者の環境問題・環境保全の取組に対する意識の高まりがうかがえます。



▲図3-2-1 環境マネジメントシステム構築事業所数の推移

第3章 民間団体の取組

(1) 民間団体の役割

県民や事業者により組織され、緑化活動、リサイクル運動、啓発活動、調査研究及びその他の環境保全に関する活動を行う営利を目的としない民間団体は、公益的視点から組織的に活動を行うことにより、県民や事業者が単独で活動を行うことに比べ大きな活動効果が期待されます。

民間団体は、県民・事業者では手が届きにくい、草の根の活動や民間国際協力などきめ細やかな活動を広範囲で展開しており、宮城県環境基本計画では、緑化運動、リサイクル活動、緑のトラスト活動及び国際的な活動など、環境保全に関する種々の調査研究や環境に関する啓発活動などを提示し、それらの活動を促進することとしています。

(2) 民間団体の取組状況

県内には、NPO法人認証を取得し、環境保全に関する活動を行う団体が、令和元年度末現在で255団体あります。

環境保全に関する民間団体では、バイオマス・自然エネルギーに関する事業、自然環境保護事業、リサイクル事業、水・河川環境保護、森林整備、農業用水の環境保全及び地域の資源を生かした事業など様々な活動が行われています。

環境保全に関する各主体の取組

第4章 市町村の取組

(1) 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政として、地域の住民、民間団体等への支援及び活動の促進など、効果的できめ細やかな支援を実施することが期待されています。また、住民、事業者及び民間団体等との連携を図りつつ、自然条件、社会的条件に

応じた地域の環境保全を推進する役割を担うことが期待されます。

なお、県内の市町村では、独自の取組として環境関連の条例の制定や、各種計画を策定しています。

▼表4-4-1 市町村環境基本条例等制定状況（令和6年3月現在）

	仙 台 市	石 巻 市	塩 竈 市	気 仙 沼 市	白 石 市	名 取 市	角 田 市	多 賀 城 市	岩 沼 市	登 米 市	栗 原 市	東 松 島 市	大 崎 市	富 谷 市	蔵 王 町	七 ヶ 宿 町	大 河 原 町	村 田 町	柴 田 町	川 崎 町	丸 森 町	亘 理 町	山 元 町	松 島 町	七 ヶ 浜 町	利 府 町	大 和 町	大 郷 町	大 衡 村	色 麻 町	加 美 町	涌 谷 町	美 里 町	女 川 町	南 三 陸 町		
環境基本条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○				○					○								○	
公害防止条例	○			○																								○									
地域環境基本計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○							○									○
地球温暖化対策の推進に係る実行計画（事務事業編）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地球温暖化対策の推進に係る実行計画（区域施策編）	○					○	○	○	○	○	○	○	○														○										
環境物品等の調達に関する計画(方針)	○	○			○		○								○													○									
環境マネジメントシステムの構築	○						○	○		○																		○							○		
環境教育に関する計画（方針）	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○		○		○				○	○						○					○				○

○ 環境基本条例の制定

環境基本条例は、公害の防止や自然環境の保全など個別分野のみを対象とするのではなく、良好な環境の保全や創造に関する施策等について、市町村の基本的姿勢を示すものです。令和6年3月

現在で、13市7町において制定されています。

○ 公害防止条例の制定

公害防止条例は、市町村において、各公害規制法を補完するなど公害防止施策の総合的な推進を図ること、その市町村の区域の自然的社会的条件

に応じた特定の公害を防止することなどを目的としています。令和6年3月現在で、2市1町において制定されています。

○ 総合的な地域環境計画の策定

総合的な地域環境計画は、市町村の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。令和6年3月現在で、13市8町において策定されています。

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画の策定

温対法第21条に基づき、都道府県及び市町村は自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出抑制を行う目的で、実行計画の策定が求められています。令和6年3月現在で、14市15町1村において策定されています。

なお、平成20年6月の同法改正により、自らの事務及び事業に関する計画に加え、都道府県、指定都市、中核市及び特例市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制についての施策の策定が義務付けられています。令和6年3月現在で、9市1町において策定されています。

○ 環境物品等調達方針の策定

環境物品等の調達方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。通称「グリーン購入法」)第10条に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、環境物品等の調達の推進を図るために策定するものです。令和6年3月現在で、7市1町で策定されています。

○ 環境マネジメントシステムの構築

国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、あるいはそれまでのISO14001第三者認証のもとでの実績を活かし、第三者認証によらず自己宣言や自主規格の運営により、市町村自らの事務事業における環境負荷の低減と環境保全・創造のための施策を積極的に推進する取組が行われています。

令和6年3月現在で、4市2町において構築されています。

○ 環境教育等の推進に関する計画の策定

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号)では、都道府県及び市町村は、環境教育等の推進に関する行動計画を作成するよう努めることとされています。令和6年3月現在で、11市7町において策定されています。

(2) 自然環境の保全・創造に向けた取組

自然環境の保全・創造に向けた取組として、住民や民間団体が行う樹木の植栽や花壇づくりに対して、多くの市町村が助成などの支援を行っています。

また、緑を保全する上で重要な施策である保存樹・保存樹木の指定についても、各市町で独自の制度を設けています。

(3) 環境負荷の低減に向けた取組

市町村は、各家庭や地域ぐるみの環境負荷低減に向けた活動に対して、助成などの支援措置を講じています。各家庭での活動の支援としては、生ごみのたい肥化容器や処理装置の購入等に対する助成など、ごみの減量・資源化に向けた活動への支援が多くの市町村で実施されています。

また、近年は、住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置する個人に対する補助金交付事業が増えており、自然エネルギーの利用促進と住民の環境意識の高揚が期待されます。

地域ぐるみの活動の支援としては、缶、ビンなどの資源ごみを回収した団体等に対し、回収量に応じた奨励金を交付する支援制度や、地域の美化活動を推進するため、不法投棄防止パトロール等を実施する環境美化推進員の委嘱などの取組も実施されています。

(4) 環境保全に関する普及啓発

県民一人一人が環境とのかかわりなどについて理解を深め、環境保全活動を行う意欲を促すため、市町村においても積極的な普及啓発活動が行われています。

各市町村は、環境の日・環境月間におけるイベント等を含め、自然とのふれあい活動などの体験学習、講演会及びシンポジウム等を開催しています。特に、地球温暖化や住民に身近なごみの減量・分別・リサイクルをテーマとするものが多く開催されています。

また、環境保全に関する冊子、ごみ収集カレンダー及びごみ分別回収に関するリーフレット等が各市町村で作成・配布されています。